役員等報酬の支給基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北晨(以下「法人」という。)の定款第9条及び第23条の規定に基づき、この法人役員及び評議員(以下「役員等」という。)の事業年度の報酬総額及び報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬等の区分)

- 第2条 役員等の報酬は、常勤である理事(以下「常勤理事」という。) にあっては月額報酬及 び賞与とする。
- 2 常勤理事以外の理事及び監事並びに評議員(以下「非常勤役員等」という。)については、 日当又は時間あたりの報酬を支給することができる。
- 3 第1項に定める報酬のほか、常勤理事には、月額で通勤手当を支給することができる。

(事業年度の報酬総額)

- 第3条 前条第1項及び第2項に規定する報酬は、事業年度ごとに1名につき下記に定める総額を上限とする。ただし、評議員については定款第9条で定める総額を上限とする。
 - (1) 常勤理事

20,000,000円

(2) 非常勤役員等

6,000,000円

(月額報酬及び賞与の算定方法)

- 第4条 常勤理事の月額報酬及び賞与は、前条の総額の範囲内において、理事会で決定する。
- 2 新たに常勤理事に就任した者には、日割計算により、その日から月額報酬を支給する。
- 3 常勤理事が退職し、又は解任された場合には、日割計算により、その日までの月額報酬を支 給する。
- 4 常勤理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 5 月額報酬に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

(通勤手当の算定方法)

- 第5条 通勤手当の月額は、職員を対象とする給与規程(以下「給与規程」という。)の規定に 準ずる。
- 2 月の中途において常勤理事が就任し、退職し又は解任された場合においても、日割計算を新たに常勤理事に就任した者には、日割計算を行わず、当該月分の通勤手当は総額支給する。

(日当の算定方法)

- 第6条 非常勤役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、第3条に規定した総額の範囲内において1回あたり別表1により日当を支給することができる。
- 2 監事を除く非常勤役員等が理事会及び評議員会出席以外で法人の運営のために、理事会又は

評議員会の命を受けてその業務にあたった場合は、第3条に規定した総額の範囲内において別表2により日当を支給することができる。

3 監事が法人の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、第3条に規定した総額の範囲内において別表2による日当を支給することができる。

(時間あたりの報酬の算定方法)

- 第7条 前条の規定にかかわらず、非常勤理事の理事長が法人の運営のために、その業務に当たった場合は、第3条に規定した総額の範囲内において別表2による報酬を支払うことができる。
- 2 前項の報酬が、理事会及び評議員会出席にあたる場合は、前条に規定する日当を支給しない。

(支給方法)

- 第8条 役員等の報酬及び通勤手当は、その全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。
- 2 役員等の報酬及び通勤手当につき本人名義の預金口座への振込みを申し出た場合には、その 方法によって支払う。
- 3 役員等の報酬及び通勤手当の支給日は、給与規程の規定に準ずる。ただし、非常勤役員等の 日当については、理事会等の開催の都度速やかに支払うことができる。

(退職慰労金)

- 第9条 常勤役員の退職に当たっては、退職慰労金を支給することができる。
- 2 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した 者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとす る。
- 3 退職慰労金は、在職期間1年度ごとに、各年度に支給された報酬月額に相当する金額を合算 して得られた額を上限として、評議員会の承認を得て決定する。ただし、在職期間は当初就任 日より起算して8年間を上限とする。

(費用)

- 第10条 費用とは、役員等が職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)及び手 数料等の経費をいう。
- 2 役員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 3 費用の額は、職員の旅費規程の規定に準ずる。

(適用除外)

第11条 法人の運営する施設等の職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。

(改正)

第12条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附則

この規程は、平成29年 6月16日から施行する。

この規程の施行により、役員及び評議員の報酬等に関する規程は廃止する。附則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表1

名称	報酬額(日当)
理事会出席報酬等	10,000円
評議員会出席報酬等	10,000円

別表2

名称	報酬額
理事長	5,000円 (1時間あたり)
非常勤役員等業務報酬等 (監事を除く)	20,000円 (日当)
監事監査指導報酬等	20,000円 (日当)